



慶應義塾大学ビジネス・スクール

留^ル萌^{モイ}方式(A)

—留萌市電源立地可能性調査協議会—

地域開発の必要性と地域住民のコンセンサスは、どこで接点を求めるべきなのだろうか？
苫小牧東部開発・むつ小川原・成田新空港・新大隅開発等、列挙にいとまが無い程、日本全国で紛糾している。地域開発の必要性は夫々の地域により必要度・緊急度は異なるとはいえ、一般に経済的側面からは肯定されている。しかし地域住民の「自分達の環境を改変・破壊し、公害を招いてまで経済的向上を目指す必要は無い」との意見も肯定されるであろう。

ケースライターは留萌市において、「留萌方式」と呼ばれる留萌市の火力発電所誘致問題を調査するために、昭和52年3月同市を訪れた。

このケースは火力発電所誘致にかかわる留萌市の住民がどのような対応姿勢を抱いているか、なかでも誘致の可能性の可否を如何にして調査しうるかに焦点をあててまとめたものである。

電気事業の現状

わが国の電力需要は石油ショックの影響で昭和49年度に一時低下したものの、昭和50年度には以前の水準（年率10%の需要増加）に回復しており、それ以後は順調な伸びが期待されている。

さらに、電力需要にともなって毎年の最大電力も夏期の冷房需要の増加などにより伸びている。しかしながら、電力需要の増大、最大電力の伸びに対応するための供給力の増強は必ずしも順調になされていない。そのために近い将来、電力需要が逼迫し、国民経済に少なからぬ影響をもたらすことが危惧されている。

電気事業ではかねてから、資源有限時代に対応し石油依存度を低減させるために、総合エネルギー政策の立場から原子力発電、LNG、石炭火力発電、あるいは水力発電、地熱発電など多様な電源の開発に努めてきた。

これまでの電源開発は火力発電所が中心をなしてきた。これは需要地に近い所に立地されてきた。需要地に近ければ送電ロスも少なくすむが、地方需要地には各種の産業が育成される

このケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールの藤枝省人教授が、同スクール研修生の石森希己生、久保育雄、豊田俊伸、中山重明の諸氏の協力を得て、作成したものである。なお本ケースは、教育に使用するために作成したものであり、適切または不適切な活動を例示しようとするものではない。

使用分野：企業と社会（昭和52年5月作成）

本ケースの著作権は慶應義塾大学ビジネス・スクールが所有している。尚、本ケースの作成については、留萌関係の市町及び各界の方々の厚意ある協力を得た。記して深甚なる謝意を表す。

ことになるから、必然的にさまざまな環境上の問題が生ずる結果となった。

とくに、発電所建設についての地域住民への影響、自然環境の保全、公害対策、安全対策などについて、十分な措置をとることが要請されるようになった。

このような電力事情を背景にして通産省は昭和52年4月5日電力9社の昭和52～56年度の中期電力需給見通しを発表した。これによると、全国の電力需要は夏の冷房用需要の急増を主な理由とした8月の需要ピーク時で昭和51年度実績の7,910万Kwから昭和56年度には11,594万Kw（このうち電力9社で11,080万Kw）と予想されている。一方、電力9社は昭和56年度までに3,595万Kwの新規立地を計画しており、昭和56年度の供給力を11,969万Kwと見込んでいる。

この計画通りに建設が実施されると、電力9社平均の昭和56年度の供給予備率（需要ピーク時の需要に対する供給余力の比率）は8.0%となり、昭和51年度実績（8.6%）とほぼ同水準が維持されることが予想される。しかし、この計画には電源開発調整審議会（会長は内閣総理大臣）が開発を未だ決定していない、しかも着工の見通しも立っていない分が含まれている。したがって、この分が着工できない場合には、昭和56年度の供給予備率は4.8%にまで落ち込むことになる。電力の安定供給を確保するためには8～10%の予備率が必要（通産省見解）とされるから、具体的な電源立地の推進が急務となっている。

政府（通産省）はかかる事態を重視し、

- 1) 地元の説得交渉を推進
- 2) 電源立地のための手続きを簡略化
- 3) 電源^(注1)3法など、立地促進のための制度の活用
- 4) 電力の相互融通を進めるための広域運営の強化

を中心とした、総合的な立地促進策の検討を決定した。

北海道の経済開発

戦後の北海道の開発は、北海道開発法（昭和25年）に基づく総合開発計画によって推進されてきた。すなわち、第1期（昭和27年度～31年度、33年度～37年度）、第2期（昭和38年度～45年度）及び第3期（昭和46年度～55年度）の総合開発計画において、道路、港湾の基盤づくり、農林水産業の近代化、工業の振興、生産と生活の調和する地域社会の建設を目標に

(注1) 発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、及び電源開発促進対策特別会計法。いずれも昭和49年6月公布された。それらの内容は、①目的税である電源開発促進税を一般電気事業者に対して1,000KwHにつき85円の税率で課し、②その税収入を電源開発促進対策特別会計で区分経理し、③これを財源に発電用施設周辺地域整備法に基づく指定地点とされる発電所などの周辺地域について、知事が作成し主務大臣が承認した整備計画に基づく道路、港湾、公園などの公共施設のための費用として、同特別会計から地方公共団体に対して交付金を交付するものである。

経済開発が進められてきた。

その結果、北海道の経済は農林水産業や鉱業の第1次産業、食料品、木材・紙パルプなどの地場資源に結びついた産業を中心に発展がみられたが、産業構造は未だ立ち遅れており、また財政支出や個人消費支出の割合が高く、消費地型の構造をもっている。

これらの産業部門と民生部門エネルギー需要を支えるものは、北海道がわが国最大の産炭地であることから石炭、水力など道内資源の利用に加えて、最近では石油に依存する割合も急速に高まってきている。

なかでも電力の円滑かつ安定的な供給の確保は急務とされている。北海道庁が作成した（昭和51年12月）「北海道発展計画」によると、水力、石油、石炭、地熱などによる電源開発の促進、異常渇水、事故など不測時における電力の融通と供給予備力を増強するため、本州との送電連けいの早期実現を促進することがうたわれている。（電源開発は昭和62年度までに585万Kw——水力55万Kw、火力330万Kw、原子力200万Kw増設、送電連けい30万Kw）

北海道の電力事情

通産省の中期電力需給見通しでは、電源開発がとくに遅れている北海道では昭和52年夏にすでに需給逼迫が起る可能性のあることが指摘されている。電力の安定供給を確保するためには8～10%の予備率が必要であり、なかでも他地域から電力融通が受けられない北海道では15%が最低限の予備率とされている。

北海道の電力は昭和52年春に運転開始を予定していた伊達火力発電所のパイプライン敷地が地元の反対で遅れ、運転開始も昭和53年度以降になる情勢であり、したがって昭和52年度の供給予備率は9.2%になると予想される。

北海道電力株式会社

北海道電力株式会社（以下北電という）の発電電力量は昭和50年10月～51年9月に水力27億8,727万KwH、火力80億5,665万KwHであり、これを前年同期と比較すると16.3%の増加となった。これらは電灯需要の着実な伸び（9.3%）と、電力では酪農、食品、木材、紙・パルプ、セメント、鉄鋼、化学などの各産業需要の活発化に支えられたものであった。（12.7%）

また、昭和51年9月末現在発電の最大出力は、水力832,675 Kw、火力1,379,860 Kw、合計2,212,535 Kwである。

尚、電源開発工事として、水力の富村発電所（最大出力4万Kw）新設工事、火力の伊達発電所1号機（最大出力35万Kw）新設工事、および砂川発電所3号機（最大出力12万5,000 Kw）増設工事が実施されつゝある。

留 萌 市 の 概 況

留萌とは、アイヌ語で「ルルモッペ」（静かな川）の意味で、語源の由来は、「此川潮汐遡ること数里、水流為に遅く、故に此名ある」と言われている。同市は北海道の西北部に位置し、東西23.6 km、南北12.6 km、その面積29.237 km²である。年平均気温は7度前後で、厳寒期には零下20度近くにもなる寒冷多雪地帯である。市の人口は昭和50年10月現在3万7千人であるが、昭和40年代の高度経済成長のおおりを受け、昭和42年のピーク時と比較して5千人余りも減少している。（附表1参照）

同市の主要産業は、漁業及び水産加工業であり、これは同市全産業生産高の65%を占めている。一方産業別就業者数の11%強は公務関係者で占められており、全国平均の3.2%（昭和45年）と比較すると、非常に高い比率である。

市の財政状態を見ると、主たる自主財源である市税の一般財源に占める割合は18.5%で、全国市町村平均の30%と比較すると大変低い。逆に地方交付税交付金^(注2)は27~28%と大変高い（全国市町村平均17.5%）。（財政及び所得については附表2参照）

留萌市を語る時忘れてならないのは、留萌港の存在である。留萌港は小樽～稚内間の中間にある日本海沿海の重要港であり、戦前から留萌炭田の石炭積み出しや大雪山系の森林木材の積み出し港として名高かった。

昭和30年代中期から産炭量は減ったものの、旭川市を中心とする背後地の開発促進による取扱貨物量の増大によって、同地域への補給港の役割もになうようになった。昭和35年に139万トンだった取扱量が、昭和45年には約2倍の271万トンにまで急増した。昭和40年に港湾の改修、一部増築工事が計画、実施された。しかしこの改修だけでは将来十分に対応出来ないとして、さらに昭和47年「留萌港港湾計画」として総額300億円以上をかけた新港計画が策定された。

この新港計画には港湾の拡張のみならず、850千m²の臨海工業団地の造成も計画され、昭和60年に817万トンの取扱量が想定された。この推定取扱量の中には、火力発電所立地による需要量として150万トンの石油類が見込まれていた。しかし低成長経済時代に入り、新港計画と表裏一体である臨海工業団地への企業誘致が計画通りに進まない危険性が出てきた。

ここに、火力発電所の立地によって他企業誘致の誘い水にする電源開発構想の是非が大きくクローズアップされてきた。

(注2) 地方公共団体相互間の不均等の是正のため、昭和29年設置された地方財政調整制度であり、国から地方公共団体に、国税のうち、所得税、法人税、酒税の一部を財政資金として交付される。

火力発電所誘致活動

昭和49年8月、原田留萌市長が北電を訪れ新港計画を説明するとともに、火力発電所（以下火発という）立地の可能性について検討を要請し、留萌火発構想が北電に伝えられた。

北電の対応

これに対し、住民の反対運動により運転開始が遅れている伊達火力等の二の舞をさけたいと考えた北電は、完全な地元のコンセンサスが得られた後に、最終決定を下したい意向を示した。

すなわち北電は「事前調査委員会」のような調査組織が設置され、その中に産業団体、労働団体の代表や町内会代表等各層が参画した形で、各種の事前調査が実施され、コンセンサスが得られることを望んだ。

——伊達火力発電所は昭和45年1月北電が建設計画を発表したもので、同年4月伊達市及び市議会は建設に同意した。この同意を受けて昭和47年10月の第60回電源開発調整審議会で認可が下りた。そして北電は昭和48年6月工事に入り、現在ほゞ設備は完成している。

しかし、公害反対と住民無視の地方行政批判を叫ぶ住民運動の盛り上がり、さらに環境の保全を求めた「伊達火発建設差し止め訴訟」^(注3)によって、未だ運転に入れずにいる ——

その後、昭和49年11月四ツ柳北電社長が、札幌での記者会見で、出力35万Kw 2基の火力発電所開発計画があることを発表し、留萌火発が表面化してきた。

地区労の反発

これに対し、留萌地区労働組合協議会（以下単に地区労と言う）は、直ちに反対運動に乗り出した。同地区労は加盟組合員数約3,000名で、その80%が留萌市職労・教職組合等のいわゆる官公労である。以下は工藤議長の意見である。

「我々は新港計画自体、高度成長経済の中での計画であり、現在の低成長経済下において、同計画自体を見直すべきだと考えている。高度成長経済は常に大企業優先であり、大企業優先に反対し、暮らしを守り、公害に反対する我々の立場とは相入れないものだからだ。新港計画の中から出現した火発の誘致は、火発のもたらす公害（ばい煙、温排水）^(注4)や四日市、川崎地区等における現状を考えても、到底是認できるものではない。」

(注3) 伊達火力発電所新設に反対している一部住民が北電を相手どり、昭和47年7月に第1次（原告56人）、昭和48年4月に第2次（原告47人）、昭和49年11月に第3次（原告19人）と、それぞれ伊達火力発電所建設禁止の訴訟を札幌地方裁判所に提起し、現在審理中である。

(注4) 火力発電は、ボイラーで熱せられた高圧の蒸気を急激に冷却した時に生ずる圧力差を利用してタービンを回転させる。この時に、冷却水として取り込まれた海水の温度は7℃～8℃上昇して排出される。冷却水は10万Kw当り約4トン/秒が必要である。

市民協議会設置への動き

その後市は火発誘致のコンセンサスを得る為に市民協議会の設置を考えた。昭和50年4月、市は市職員からなる火電プロジェクトチームを設け、道内の伊達、苫小牧、奈井江、滝川等の火発現地の視察を行ない、立地調査、環境事前調査に関する資料の収集を行うと同時に協議会の設立準備を進めた。

市の案では協議会は50人の委員で構成し、このうち経済産業、労働団体、町内会等市内各層の代表40人を市長が委嘱することにして、各団体に委員の人選を依頼した。

しかし、地区労は次の様な理由で協議会への参加には反対する態度を表明した。「我々は火発は公害を出すものだと考えているので、基本的に火発の設置に反対している。だから協議会が火発誘致の是非を審議するのでは、到底参加できない。」

一方、留萌市漁業協同組合は、現状では漁業に影響を及ぼす企業を導入する場合は、その時点で市からの通達を受けて協議をするという事前協定を結んでいるので、あえて協議会には参加しないという態度を表明した。

「留萌は明治初期以来ニシンの漁港として栄えたが、現在は全くさびれ年間3億円程の水揚げしかない。9月～3月までは風雪が強く、荒天が続くためほとんど出漁できず、昔から漁民の多くは、秋から春にかけて出稼をしている。漁家では若者が漁業を離れるため高令化が進んでいる。その為に、漁協は「増養殖開発委員会」を設置し、沿岸漁業を中心にした振興策を進めているが、その効果はあがっていない。沿岸における漁業権は2,000mまでの地先が第1種漁業権として留萌市漁協に所属し、それより沖20,000mまでは留萌、増毛、天塩、小平、苫前漁協の入合になっている。ただし、港湾内部のみ、第1種漁業権は新港計画事業の過程で昭和48年に消滅している。この時、前述の事前協定が市当局との間に取りかわされた。」

可能性調査協議会の成立

この為市当局は小平、増毛町長を始め、留萌、増毛、小平漁業協同組合等に再度協力を懇請した。加えて協議会の性格を、立地の可能性があるかどうかを協議調査する会とし、立地の可否については可能性調査が完了した時点で改めて環境対策協議会（仮称）を設置し、最適立地・火発の規模・環境保全等に関して、具体的な検討を行なうとの提案を行なった。

これを受けて、昭和50年8月留萌管内漁業協同組合長の間で、独自に留萌火発対策委員会を設置し、同委員会の推薦した代表を可能性調査協議会に送る事を決定した。この背景には次の様な動きがあった。「今までの火発の例にもあるように、漁業と直接関係のある温排水の処理方法の問題等、漁業者の間にも企業への不信感が根強くあり、何かにつけて心配が付きまわっている。しかし我々も市民であり、可能性調査協議会へ参加すべきではないか。市民と一緒に

勉強する態度が必要なのではないか。又、漁業者にとって、可能性調査協議会が実施する調査の科学的データを知る事は、将来の漁業にとっても有益であり、もし火発ができた場合は、後日の比較検討が可能になる。もし可能性調査協議会の調査が不十分な時は、我々が独自で補足調査を実施する意図もあるが、要は可能性調査協議会が我々の納得できる様な十分な調査をするように、委員を送るべきだ。」

5

この様な現状のなかで、留萌市漁協のN氏は「我々は伊達の漁民の二の舞はしたくない。いたずらな混乱や、補償での解決は、問題が残るし、我々は犠牲者には成りたくない。」と前置きして漁協における2つの基本姿勢を語った。「まず、漁協としては、組織の団結を重視し、総意を結集してこの問題に対処する。イデオロギーによる混乱で組織を二分したくない。このため、地区労より反対共闘のさそいがあったが、ことわった。次に、協議会がどの様に運営されるか、漁協としてチェックする。火発誘致には市からの通達があってから組合サイド独自で検討する。このため現状では火発立地の賛否について何らの意思表示もしていない。」

10

そして、漁業関係者の火発問題への関心について「一般市民と比較すれば、漁業関係者の関心は高い。しかし、現状では意見の統一はなされておらず、野放しの状態にある。若年者と老年者の間には意見の違いが出ており、若い者は説得しにくい。漁業関係者の意見調整は、困難な問題です。」と付け加えた。

15

一方地区労は独自に「火発研究会」を作り、その主張を「留労火発シリーズ」として市民に訴え（附表3参照）、講演会・集会等の反対運動を展開していたが、昭和50年7月可能性調査協議会への参加を表明した。

工藤議長はこれについて次の様に語った。「我々は可能性調査協議会が市民の全てを抱えた組織である事に、一定の評価をした。可能性調査協議会が火発誘致の場とならぬよう、又、民主的な運営がされるよう、監視の立場から参加を決定した。」

20

このような紆余曲折を経て、昭和50年9月、各種団体や12町内会の代表等40人の出席によって「電源立地可能性調査協議会」の初会合の場が持たれ、協議会会長木村繁太郎氏の選任と規約審議を行なった。（附表4参照）

25

同協議会の木村会長は事前調査の必要性を次のように述べた。「事前調査は火発を誘致する前提として行なうのではない。現況を調べた科学的データを持つことにより、火発が進出した場合でもこういうものが減ったとか、増えたとか比較検討をすることが出来る。さらに火発が進出なかった場合でも事前調査の結果だけは残り、他企業が進出する場合にも、この結果に当てはめ、YESかNOか検討することが出来る。このような調査資料は今後の留萌市の為にとどめておく必要がある。」

30

又、可能性調査協議会の目的については、事前調査の結果をそのまま市民に伝えることであ

る。

火発がYESかNOかを判断するのは市民であり、我々が結論を出せる問題ではない。」

商 工 会 議 所 の 動 き

商工会議所は火電の立地について、昭和51年1月地域開発研究委員会を設置し、火電立地による経済的効果と将来の電力供給不足を理由に、公害防止に最大限の努力を払うという条件付で、火電の必要性を認めることになった。

同会議所が試算した経済的効果の推定結果は以下の通りである。

発電所設備の想定（35万Kw 2基）

用地面積	35～40ヘクタール
燃料消費	重油 100万Kℓ／年
建設費	約700億円

経済的効果

電源立地促進対策交付金	3億1千5百万円（3カ年間35万Kw 1基想定）
租 税	2億8千万円（初年度）

北見地域を除く道北の需給バランス

電力需要予測 59年12月時	50万Kw
現 有 電 源	19万Kw（水、火力発電）

適正な予備力含めて50万Kw不足となる。

このような積極的動きの中で、商工会議所近藤専務理事は、火電をも含めた留萌の産業発展について次のように語った。

『留萌市は低山性の丘陵が市内に多い地形上、平地の面積が狭く、土地価格は交通至便な道内他地域に比べて高く、工場に必要不可欠な工業用水も不足している。したがって、必要時は隣接地の増毛町から送水を受けなければならない。』

現在留萌市の産業の中心は、水産加工業と木材、木製品製造である。水産加工の大半はカナダから輸入した数の子の加工である。生産高は200億円におよび、日本一を誇っている。産業の少ない当地域では、比較的低賃金であるため、価格面で大手水産業者にも充分競争しうる。

木製品は輸入材の依存率が高いため、新港計画に伴う臨海工業団地に、木材ヤードを設置する事によって、将来一層有望となろう。

なお、推定埋蔵量 15 億トンの石炭を生かす道も考えられるが、ここのは低品質炭であるため構内掘りではコスト面で採算が合わないだろう。一方、露天掘りでは跡地の整備解決問題が残る。留萌火発で石炭使用が実現すれば望ましいが、こだわってはいない。

この様な状況のため、過去何社かが、進出意向を示したものの調査段階で白紙撤回となってしまった。従って火電立地が決定しても、諸工業進出の引き金にする為には、相当の努力が必要であろう』

地区労の脱退

昭和 51 年 4 月、地区労は可能性調査協議会を脱退した。これについて工藤議長は次のように語った。

「直接の原因は可能性調査協議会の運営費用が、北電のヒモ付だったことです。50 年度予算 437 万円の内 300 万円が、51 年度予算 1,165 万円の内 965 万円が北電の寄付によっております。可能性調査協議会発足時に確認した、調査主体を市とするとしたことからしても、絶対に容認できない。『北電から出ていようとどこから出ていようとかまわない』とか『市議会を通ったのだからいい』などという発想がまかり通っているのでは問題になりません。主体性の認識を欠いた無定見もはなはだしい発想です。財源がない、というのは言い訳でしかありません。これを見ても可能性調査協議会とは名ばかりで、市当局と北電のなれあいによる『火発誘致協議会』としての実態が明らかになっています。

協議会の運営においては、特定少数者が発言し、突っこんだ討論をするのをさけて、多数決で進められてきた。このやり方は『会議の議事は出席委員の合意により決する』とする規約の精神にもとるものであり、暴挙といわざるを得ない。

又、我々の『可能性調査協議会への市民傍聴を認めよ』という主張や、運営委員の構成等の可能性調査協議会改善要求にも、何らの回答も得られなかったり、拒否された。ここに至り、やむを得ず脱退を決定した。』

51 年 8 月地区労は独自で、可能性調査協議会から脱退した事に対するアンケート調査を行った。(附表 5 参照) この中で 52% の人が「どんな形であろうと脱退すべきではない」という回答をした事から、彼らは可能性調査協議会への復帰を検討している。

地区労の対策

新港計画の縮小を含めた再検討を主張し、火発誘致に反対する地区労はつぎのような意見を述べた。「我々は農業・漁業の振興により、留萌市の発展を図るべきだと考えている。例えば増毛町の様なリンゴやサクランボであり、小平町の様なホタテ貝の養殖です。電力需給が逼迫

していると言うが、大企業の為の電力が不足しているだけで、我々の電灯需要はOKのはずだ。仮に逼迫しているのが事実であるなら、道内には住民に公害を与えないサロベツ原野の様な拡大な土地があり、そこに建設すればよい。これに対し、北電からは、立地不可能との回答を受けた。コストの面で問題があると言うが、だからこそ我々は電気・医療等の公共事業は国営化すべきだと主張している。」

5

市 民 の 声

新 聞

同市の留萌日々新聞の記者は、ケースライターに次のような主旨の意見を述べた。

「地域開発に対し、二者択一の考えは間違いであり、問題はいかにコンセンサスを得るかであろう。しかし、留萌には、いままで開発の経験もなく、地域開発に対する見方、認識も不足していたので関係者もどうしてよいか判からなかったのが現状である。」

10

このような中で協議会が発足し、その委員は良く勉強しているし、意識も高まってきている。ただ反対を表明している組織や人達には勉強不足が目立つし、一般市民もほとんど無関心である。協議会が、自治体、企業からの発想で生まれたもので、市民から盛り上がった組織でないこともあって、今後については、協議会の公開も含めて、討議内容をもっと市民に知らせる努力が必要であろう。」

15

漁 民

また、漁業専門家の1人は次の様に語った。

20

「火発立地が我々の土地である事に不安感がある。温排水による漁獲高の減少も心配だ。火発があれば、大気汚染等の公害が発生するに違いない。」

青年会議所の一青年の意見

「可能性調査協議会設置による留萌方式は北電と市の苦肉の策から生じた市民会議的発想であり、方法としては良いが作戦としては時間がかゝりすぎ、良い方法とは言えない。」

25

人口減少や低所得の対策としては留萌圏全体を考えた、大きい産業振興策が必要である。」

一 市民の声

国鉄留萌駅前の商店街のある店主（男性）は、火力発電所誘致の問題をどう考えるかという
問に

30

「とにかく雪ばかりで、何もない所ですし、札幌ー旭川のルートより外れているので、

客も来ません。火力発電所の誘致の動きがある事は聞いているし、地区労が反対のビラをまいているのも知っています。協議会ができた事も知っていますが、何やってるのでしょうか。

一般の人達はまだ大部分が無関心ではないでしょうか、あまり話題にも成りません。公害はいやですけど、私達は何かやっぱり来てもらわんと困る」と答えた。

5

可能性調査協議会の市長への中間答申

可能性調査協議会は発足当初、協議会の性格や内容等基本的問題の議論を行っていた。

その後地象、気象、海象の3専門部会に別れた。(附表6参照) 現在地区労委員3名が脱退したまま47人で構成されている協議会側は、いつでも地区労委員3名を受け入れる態度を表明している。

10

昭和52年3月、協議会は、道内外の火発視察や数回の研修結果を基に、市長に中間答申を行った。

中間答申書の内容は以下の通りである。

15

昭和 50 年 9 月 1 日、留萌市電源立地可能性調査協議会が発足し、吾々が委員に委嘱をうけてから既に 1 年有半を経、その前半は協議会の性格や内容等基本的問題の議論に費やしましたが、その後協議会も三専門部会にわかれて、夫々専門的な研究調査に取り組む体制を整え、昭和 51 年 2 月愛知県渥美町及び三重県尾鷲市をはじめとして昭和 51 年 10 月まで道外延べ 5 回 10 市町、道内 2 回 2 市を視察調査して研究を深め、更に 5 回に及ぶ研修会を開催して勉強する等精力的に研修を進めました。

その調査の結果につきましては、その都度報告書により、報告するとともに要点については「協議会だより」として市公報に折込みお知らせ申し上げている処であります。

環境実態調査の実施内容については既に市プロジェクトチームの作成した調査計画につき慎重に検討を加え、大気関係については、気象観測及び環境濃度測定体制につき諒承し、植生調査及び海象海域生態関係調査についても審議中で近々諒承の予定であります。

つきましては、これまでの調査研修に基づき得た知見上、今後いよいよ環境実態調査の実施段階に入ろうとしている時期でもあり、報告及び具申すべき事項について中間答申を提示いたします。

昭和 52 年 3 月 12 日

留萌市長 原 田 栄 一 殿

留萌市電源立地可能性協議会
会 長 木 村 繁 太 郎

(次ページに続く)

視察調査及び研修会一覽表

調査地又は研修会名	年月日	訪問先及び内容	参加人員
(視察調査) 道内 伊達・苫小牧(第1回) 伊達・苫小牧(第2回)	昭50.11.26 51.5.19	苫小牧共同発電株式会社・北海道電力株式会社伊達火力発電所 上	22 10
道外 愛知県渥美町	自51.2.16	渥美町役場, 渥美漁業協同組合, 渥美農業協同組合, 渥美自治会連合会, 渥美商工会, 一般住民, 中部電力KK渥美火力発電所, 愛知県水産試験場	
三重県尾鷲市	自51.2.21	尾鷲市役所, 尾鷲森林組合, 大曾根漁業協同組合, 漁民, 中部電力KK尾鷲火力発電所	13
島根県鹿島町	自51.6.7	中国電力KK島根原子力発電所, 鹿島町役場, 恵雲漁業協同組合, 島根県水産試験場鹿島分場, 御津漁業協同組合	
福井県三国町	自51.6.12	三国町役場, 北陸電力KK福井火力発電所, 三国漁業協同組合, 財団法人海洋生物環境研究所	8
秋田県秋田市 新潟県新潟市	自51.6.14 至51.6.18	仁別国民の森, 秋田市役所, 東北電力KK秋田火力発電所, 果樹園 新潟市役所, 東北電力KK新潟火力発電所	9 9
宮城県七ヶ浜町 茨城県神栖町	自51.9.12 至51.9.17	七ヶ浜町役場, 東北電力KK仙台火力発電所, 吉田浜漁業協同組合 神栖町役場, 東京電力KK鹿島火力発電所	14 14
富山県新湊町 千葉県我孫子市	自51.10.12 至51.10.16	北陸電力KK富山新湊火力発電所, 堀岡漁業協同組合, 新湊農業協同組合, 新湊市役所 財団法人電力中央研究所土木技術研究所, 生物環境研究所	19
(研修会) 留萌の気象について	51.1.26	留萌測候所 気象解説官 古寺義光氏	委員全員対象
火力発電所と公害	51.6.25	北海道大学医学部公衆衛生学教室 医学博士 福地保馬氏	委員全員対象
火発と漁業問題	51.7.30	北海道漁業団体公害対策本部 公害対策推進部長 佐藤精二氏	委員全員対象
大気汚染と植性	自51.8.3 至51.8.4	美唄市道立林業試験場 特別研究員 高安稔氏 公害防止研究所 所長 向後鉄太郎氏 道立中央農業試験所 科長 高尾欽弥氏	地象・気象 部会員対象 22名
火力発電所と環境問題について	51.8.10	北海道大学工学部機械工学科 工学博士 斉藤武氏	委員全員対象

1. 視察地の現状について

愛知県渥美町にはじまり、富山県新湊市におわる今回の一連の視察調査においてまず第1に感じたことは、火力発電所の所在する市町村の住民が誠に平静であり、むしろ無関心であった。

視察調査した火力発電所の概要は別添のとおりであるが、所謂公害問題が現在のように騒がれなかった時代にできた火力発電所（三重県尾鷲市、新潟県新潟市及び宮城県七ヶ浜町）については勿論であるが、公害が騒がしくなってからできたその他大多数の火力発電所についても同様、現在は平静である。

視察した各市町においては、公害対策に万全を期する機構をとり公害防止協定を発電所との間に締結し、常時監視の体制を整え発電所もこれに対処し、積極的に監視装置の設置に協力し、基準を下廻るような措置をとっており、コンビナートを有する各市町においては、火力発電所は最も公害のない企業であるとの評価をしているところもある。

火力発電所における燃料は殆んどが重油であるが、一部ガス又は原油を使用している。重油を使用している火力発電所においては、運転を開始した当初硫黄含有量の多い重油を何の公害防止施設もせず使用したため問題を生じた処（尾鷲市）もあるが、現在では、何れも硫黄含有量の低い重油（0.8%以下）を使用し、又脱硫装置及び集じん装置を設置し、二段燃焼法等をとっているため何れの地域においても国の環境基準をはるかに下廻るような状況であり、従って人の健康や植生に何等影響がでていないということであった。

温排水については、伊達の火力発電所設置問題の経過から考えても各地で漁業者から強い反対があるのではないかと予想していたが、島根原子力発電所・仙台火力発電所において、一部漁民から問題を提起されていたが、全般的には漁業生産及び生産物には大きな影響がないということであった。

むしろ尾鷲・渥美等では好影響を与えているという処もあった。

しかしながら各地を視察調査して痛感したことは、事前調査が殆んど行なわれていないことであった。事前調査をしていないため火力発電所ができてから環境濃度或いは海象がどのように変化したか比較検討できない状態であった。

従って留萌市において行なわれる事前調査は貴重なものであり、その意義も大きいので慎重に実施してもらいたいと要望するものである。

2. 環境実態調査に盛り込むべき事項

(1) 気 象

○ 海陸風

春から秋にかけて留萌にも朝凧、夕凧の現象がある。風の停止により無風状態になっ

たとき排出された煙は停滞し、又突風や疾風によって市街地点に大気汚染を生ずるのではないかと考えられるので留萌における海陸風を正確に把握する必要がある。

○ 気 流

上空の気流と地上の気流との間にズレがあるかないかが拡散に大きな影響を与えるので、上空の気流の流れを掴んでおく必要がある。

○ 大気安定度

四季を代表する時期について夫々上空に逆転層が存在するかどうかの調査を実施する必要がある。

(2) 地 象

○ 環境濃度の把握

最大着地濃度の予想地点における環境濃度の現況がどのようになっているか充分調査する必要がある。

○ 植生の活力調査

大気汚染に最も弱いとされる留萌における動植物を調査し、その活力についても調査する必要がある。

○ 作物の育成環境等について

作物の育成環境への影響及び大気汚染の蓄積の存否を確認する基礎調査として土壌・河水等のPHを充分調査すること。

(3) 海 象

○ 寒流系水族の現況

特に留萌地方において重要種と考えられるアワビ・ウニ・コンブ等の現況を充分調査する必要がある。

○ 沿岸流

温排水の流れに最も影響を与える沿岸流について調べておく必要がある。

○ 留萌川の影響について

留萌川の流量・流向等について調べる必要がある。特にウルミ現象との関連については留意すること。

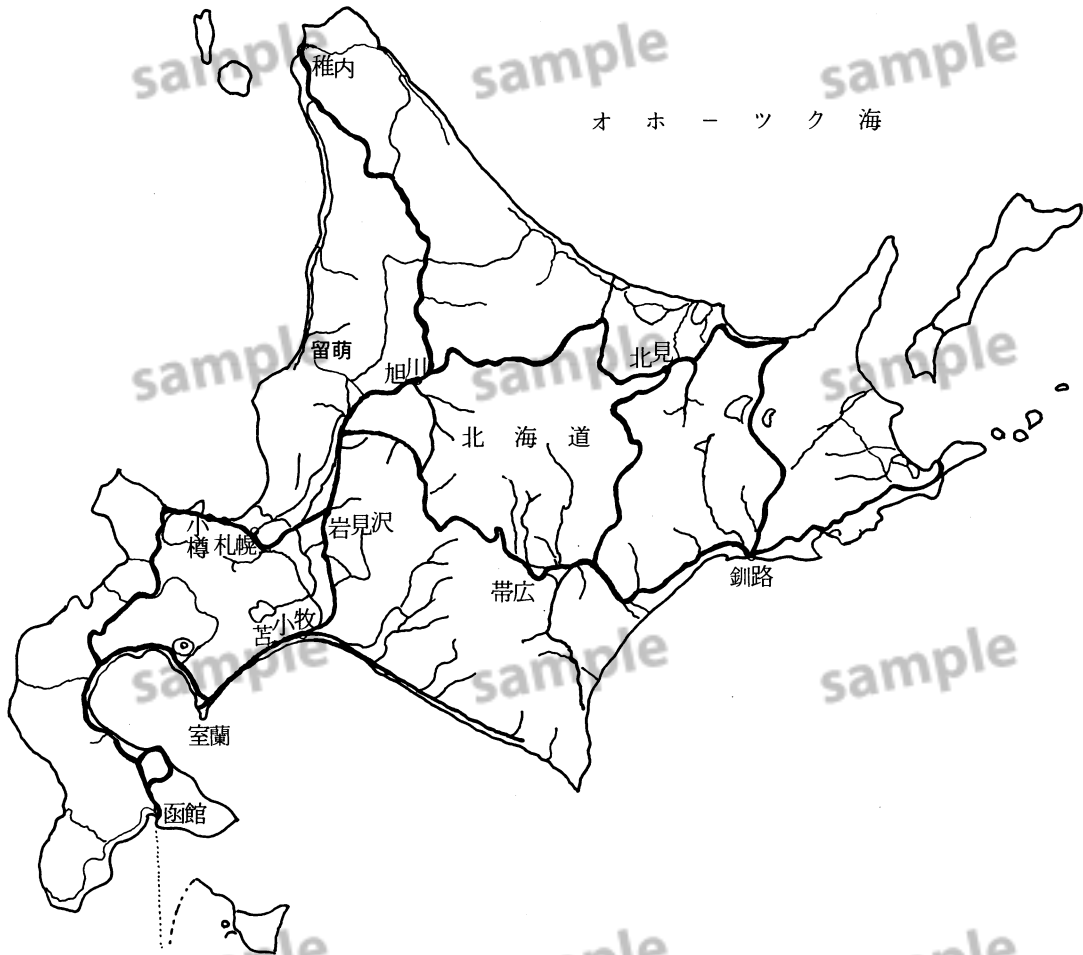
(4) そ の 他

○ 健康調査

人の健康（特に呼吸器性疾患）について医師会等の協力を得て事前に調査を実施する必要がある。

以 上

留萌市の位地図



附表 1 A

昭和	人口(人)
36	40,347
40	40,231
41	42,131
42	42,469
43	42,235
44	42,300
45	38,691
46	39,920
47	39,795
48	39,518
49	39,302
50	36,878

(留萌市'76「現勢」より)

附表 1 - B

留萌市人口の道内・道外人口移動状況

(昭和 50 年)

	道内(人)	道外(人)	計(人)
転入者数	2,300	561	2,861
転出者数	3,304	624	3,928

(留萌市'76「現勢」より)

附表 2 - A

昭和 51 年度 一般会計歳入歳出予算構成状況

歳 入 (単位：千円)

款	項	昭和 51 年度 当初予算額	昭和 50 年度 当初予算額
1. 市 税	市民税・固定資産税・軽自動車税 市町村たばこ消費税・電気税・木材引取税・ 特別土地保有税・都市計画税	1,081,677	1,041,577
2. 地方譲与税	特別とん譲与税・自動車重量譲与税 地方道路譲与税	61,800	33,000
3. 娯楽施設 利用税交付金	娯楽施設利用税公付金	1,550	1,500
4. 自動車取得税 交付金	自動車取得税交付金	45,600	34,000
5. 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	国有提供施設等所在町村助成交付金	466	387
6. 地方交付税	地方交付税	1,612,000	1,508,774
7. 交通安全対策 特別交付金	交通安全対策特別交付金	5,800	5,000
8. 分担金及び負担金	分担金及び負担金	23,993	19,272
9. 使用料及び手数料	使用料・手数料	73,317	63,808
10. 国庫支出金	国庫負担金・国庫補助金・委託金	1,046,134	1,038,460
11. 道支出金	道負担金・道補助金・委託金	272,214	168,667
12. 財産収入	財産運用収入・財産売払収入	288,869	199,008
13. 寄附金	寄附金	29,775	47,675
14. 繰越金	繰越金	0	0
15. 諸収入	延滞加算金及び過料・市預金利子・貸付金元 利収入・保健衛生収入・雑入	958,740	1,197,100
16. 市 債	市 債	291,400	202,700
計		5,793,335	5,560,898

(留萌市'76「現勢」より)

附表 2 - A (つづき)

歳 出 (単位：千円)

款	項	昭和 51 年度 当初予算額	昭和 50 年度 当初予算額
1. 議 会 費	議会費	64,989	65,374
2. 総 務 費	総務管理費・徴税費・戸籍住民登録費・選挙 費	650,054	676,621
3. 民 生 費	統計調査費・監査委員費 社会福祉費・児童福祉費・生活保護費・災害 救助費	1,029,114	860,250
4. 衛 生 費	保険衛生費・清掃費	189,389	204,901
5. 労 働 費	失業対策費・労働諸費	189,059	91,405
6. 農 林 水 産 費	農業費・林業費・水産業費	334,587	97,804
7. 商 工 費	商工費	79,483	75,059
8. 土 木 費	土木管理費・道路橋梁費・河川費・都市計画 費・住宅費	590,627	724,160
9. 消 防 費	消防費	243,046	212,797
10. 教 育 費	教育総務費・小学校費・中学校費・社会教育 費・保健体育費	489,915	593,666
11. 公 債 費	公債費	394,524	409,447
12. 諸 支 出 金	普通財産取得費	25,498	15,341
13. 職 員 給 与 費	職員給与費	1,171,704	1,036,052
14. 予 備 費	予備費	3,346	3,021
15. 前 年 度 繰 上 充 用 金	前年度繰上充用金	338,000	390,000
計		5,793,335	5,560,898

(留萌市'76「現勢」より)

附表 2 - B

留萌市の各産業別累年粗生産高

(単位：千円)

	農 業	林 業	畜 産	水 産	工 産	鉱 産	計
昭和 43 年	714,824	99,136	63,856	555,580	3,577,180 4,560,760	15,181	6,009,337
昭和 44 年	623,910	125,521	87,079	646,530	6,209,310 6,498,990	14,274	7,993,304
昭和 45 年	655,786	142,670	112,224	976,320	7,423,480 11,087,250	—	12,974,250
昭和 46 年	279,341	99,696	116,230	1,348,930	8,937,120 14,089,910	—	15,934,107
昭和 47 年	561,760	92,217	161,980	1,176,380	16,735,290 21,826,410	—	23,818,747
昭和 48 年	612,780	301,110	171,116	1,543,510	21,164,970 30,406,430	—	33,034,946
昭和 49 年	845,030	222,303	150,585	1,632,030	20,256,250 30,917,030	—	33,766,978
構成比%	2.5	0.7	0.5	4.8	91.5	—	100.0

工産中 () は水産加工の内数である。

(留萌市'76「現勢」より)

附表 2 - C

産業別就業者数

国勢調査(10月1日現在)

	昭和 45 年		
	総 数	男	女
総 数	38,691	18,831	19,860
第 1 次 産 業	1,678	987	691
農 業	1,080	515	565
林 業 及 び 狩 猟 業	225	187	38
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	373	285	88
第 2 次 産 業	4,080	3,008	1,072
鉱 産 業	42	35	7
建 設 業	2,102	1,866	236
製 造 業	1,936	1,107	829
第 3 次 産 業	11,496	7,438	4,031
卸 売 及 び 小 売 業	3,885	1,886	1,999
金 融 及 び 保 険 業	342	182	160
不 動 産 業	41	32	9
運 輸 ・ 通 信 業	1,864	1,679	185
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	76	72	4
サ - ビ ス 業	3,291	1,857	1,434
公 務 業	1,970	1,730	240
分 類 不 能 の 産 業	3	3	—
有 業 (15 歳以上)	17,230	11,436	5,794
無 業 (14 歳以下も含む)	21,461	7,395	14,066

(留萌市'76「現勢」より)

火発誘致による税収一公害対策二ゼロ十公害

留芳火発シリーズ 第四号

昭和五十年十一月十四日発行

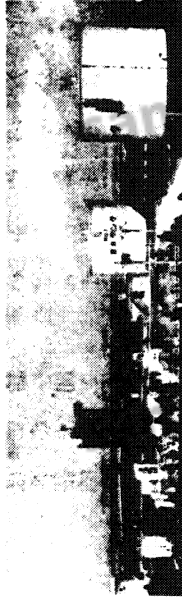
あつみ おわせ 渥美・尾鷲火力発電所現地レポート

(留芳火発プロジェクトチームは八月三日から四日間にわたって渥美、尾鷲の現状を視察しました。以下現地の状況を報告します。)

渥美発電所の現状

渥美発電所(中部電力)は五〇万kw二基の火力発電所で昭和四十六年から運転が開始されています。

渥美町は人口二六、〇〇〇人世帯数五、五〇〇戸内農家戸数約三、〇〇〇戸漁業戸数五〇〇戸の農業の町です。名古屋を中心とする中部圏の都市近郊の野菜専業農家の多い所で充分農業をやっている町です。中部電力では一・二号機に更に三、四号機の増設を計画し電調審では建設の認可をしている段階ですが地元住民の強い反対の前に、着工のメドがついていない状況です。



渥美の公害

三、四号機の着工が推進できないのは町民の反対が根強いからです。一、二号機によって具体的な公害がたくさんあらわれているからです。それは、我々が今までに指摘した温排水、大気汚染によるものが町民に肌で感じられているからです。漁民からの話によると大量にとれるアサリに奇形があらわれている。又、色々な魚の奇形があらわれている(貝の年輪から火発運転時からのえいきょうが証明されている)そのほかバカ貝といわれる貝が全くなくなった話も聞きました。だから漁民はこれ以上三号、四号が増えると海は全く死んでしまうということで、しんげんに反対しています。

農民からの話によるとキャベツの表皮に斑点がつきそれが穴となり中まで喰い込んでいつて全く売物にならなくなった事があるそうです。これは大気汚染によるえいきょうですが、それにもまして人体

に対するえいきょうは深刻です。渥美郡医師会は独自の調査を進めていますが、その資料によると火発運転後に呼吸器疾患の患者が急激に上昇していることがあきらかでした。

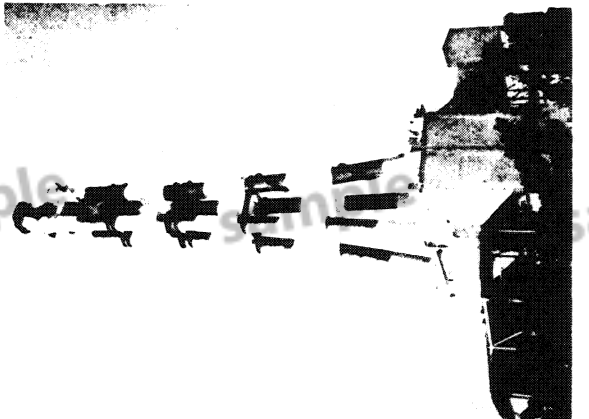
経済メリットは?

固定資産税がごつばりはいるので町民の税金は安くなると建設の時点で宣伝されました。ところが税の伸では確かにあるがその分国の交付金が少なくなること、そして公害対策に金がかかることからメリットは殆んどないと町会議員が話していました。

商工業者はどうかも調べてみました、発電所建設は中央の大手業者が請おい、地元土建業者は土地造成に必要な土を得るため山をもっている業者が二、三つかわれたそうです。メリットのあるのは僅か二、三業種、ガソリンスタンド(工事用車が大量にくりこむ)安い旅館、安い飲み屋ぐらいで町民の百分の二が工場の恩恵に浴したそうです。

発電所ができて人口は増えたかも調べてみました。一〇〇万kwの発電所で働いているのは一〇八名で殆んど単身赴任者などです。海をあきらめて町を出ていく人と差し引きすれば、これもゼロでした。

逆に現地採用はどんな状況かと調べたら一〇八名中、運転要員は中央のエリート技術者でしめられずから守衛・掃除婦・運転手など一〇名たらずでした。



昭和三十六年九月

「広報おわせ」号外の概要

「火力発電所で大都市建設」サブタイトル「市民の生活向上」と書いています。その内容は尾鷲発電所の建設によって現在三万三千の人口が少なくとも三万八千になるだろう、市税の収入面では少なくとも十億円は増加する。市の税収が増えるから充実した都市施設がほどこせる、このような繁栄は全市民の共存共栄によってこそ実現できる。

従って大尾鷲市の実現を目指して火力誘致に全力をあげて努力すると結んでいる。

昭和五十年現在の尾鷲市は？

十五年後の尾鷲は大尾鷲になっただろうか、税収は飛躍的に伸び市民生活は火発によって向上しただろうか、この点は非常に興味深い問題でした。市役所に行つて、色々話を聞きました。

昭和三十六年、三万三千人の人口は昭和五十年、いぜんとして三三、〇〇〇人でした。発電所があるためそこから世間一億七千万の税金が入る、ところが国の交付税算定の際七五％が算定基礎からはずされ残りの二五％だけはいつてくる。それが四、〇〇〇万ところが発電所があるため作った公害課は十二名の職員をおいて人件費を含めて、運営していくのにかかるのが四、〇〇〇万、従つて早い話が発電所があつてもなくても税金面では全くかわらない、そして担当者は「市民から公害についてごうごういわれ差し引けば公害だけが残つた感じた」「七十五万kW発電して尾鷲で使う電力はせいぜい二万、二万あとはすべて中部圏のエネルギーをまかっている。それなのに国や県は何の手もつてくれない」とこぼしていました。

尾鷲の公害

尾鷲は三方が山で一方が海に面している立地状況にあり火



発の煙がかならず山にぶつかる状況にある。従つて大気汚染の関係ではミカンに黒い斑点がつき売り物にならなくなる。柿の表皮が結実しない、尾鷲材として銘柄物になっているヒノキの成長が悪くなるなどのほか現在、公害認定患者その人を含め、小児ぜんそくの罹患率が非常に高い、年寄りには風邪ひくとなおりにくいなどの現状であります。

温排水のえいきようではハマチの養殖(全国の一割)で一〇％～一五％が奇形であられるそうです。

又、公害ではないかも知れませんが面白い発見をしました。火発がある近くの地価は下りつばなしで銀行ではその土地は担保として認めてくれないそうです。

ここでもやはり三、四号機増設が認められているにもかかわらず地元住民の反対運動の前に着工できないでいます。

企業ベースにのるな

以上わたくし達は渥美・尾鷲の実情を見聞してきました。いずれの地区も、当初は企業ベースで、しかも無条件で一、二号機の立地を許し、この公害に悩まされ、その反省として三号、四号機の増設に反対運動をすすめている状態です。

留萌では決して渥美や尾鷲の二の舞をふむことなく、自分達の住んでいる町を一人一人がどうなっていくのか判断していかなければなりません。公害のない住みよい町づくりのためわたくし達は火力発電所設置に市民のみなさんとともに、はば広い反対運動をすすめていきます。

留萌地区労火発プロジェクトチーム

附表 3 - B
道外視察調査結果報告書

(調査期間) 自 昭和 51 年 2 月 16 日
至 昭和 51 年 2 月 21 日

留萌市電源立地可能性調査協議会

5

尾鷲市視察調査結果報告書 (抜 萃)

(目 的)

中部電力 KK 尾鷲火力発電所は現在 37.5 万 Kw 2 基計 75 万 Kw で操業しているが、尾鷲市は三方が山に囲まれた盆地状の土地であるため公害が甚だしく、又反面温排水の利用が進んでいるが中電では 3 号機 (電調審認可 50 万 Kw) をつくりたい意向をもっているが、市では設置させないという態度を固めているということで、その実態をさぐることになった。

10

(大気汚染について) 市有林 6,000 ha の檜が枯れたので、大学試験場に依頼して調査してもらったが、その結果風害と寒枯れであるという結論が出た。

15

- 密柑が黒変になるので調査したが、これは発電所の影響ではないと考える。尾鷲から 30 km もはなれた山間部に多い。農薬のせいではないかと考えられる。
- 檜がどうも成育状態が良くない様であったので、名大の高原、鈴木教授に依頼して研究調査してもらったことになった。
- 45～50 年の伐期の檜の成長に影響があるかどうかは 10 年や 20 年位では解らない。長期的な調査が必要である。従って尾鷲のみでなく隣町の海山町の森林組合にも調査を依頼した。

20

(経費は中電負担)

- 昭和 50 年に鈴木先生の間接発表があった。その結果は、半数の成育がおかしい。残りについては 2 : 1 の割合で大したことがないものと、むしろ良くなっているという結果が出た。おかしいので更に研究してもらった。発電所が来る前の「土」とその後の「土」を比較検討しなければならない。
- 自動測定法による SO₂ の測定をしたところ頂上から一寸下った処で限られた日、限られた時間に 1 ppm が瞬間的に出たことがあった。
- いおう分の少い油を使用するようになってから組合員からの苦情がなくなってきたし、見た目にも回復してきた様である。当初からこの様にやってくれたら問題はなかったと思う。
- 密植の故もあるし、地力が減退していることは事実である。昔は杉を植えていた様だがその後、亜硫酸に比較的強い檜に変わってきた。

25

30

最近は ha 当り 8,000 本にしている。50 年伐期で直径 18 cm, 長さ 3 m の柱とする。これが尾鷲材という銘柄で売られている。

- 製材に斑点がでたのも原因は火焔のみにしぼっているが、材木の皮をもやすことも原因の一端を負っていると考えられる。材木の格納庫の建設に助成金を出した。
- トタンの腐蝕も確かに原因の一部を負っていると考えたので、何か共同施設の建設費に使って欲しいということで出したが市民に分配（市民 1 人につき 8,000 円）した。車船に煤が掛って汚れるというので洗車料は中部電力で負担しているが、脱硫装置が完成した時点で打ち切りたいと考えている。
- ぜん息も特に火焔があるから増えたということはない。山間部の日照の悪い寒い家などに多い。

（温排水について）

- 温排水による漁業補償は出していない。温排水の影響はむしろプラス面に現われ、ハマチ、タイ等の養殖或はうなぎの養殖等が企業化されている。アサリも放水口附近の砂地が好漁場となっている。なお尾鷲湾漁業対策委員会（会長、副知事）で温排水の利用について調査している。
- 奇形魚が増えているということはない。むしろ火力の範囲外である須加利湾の方に多く出ている。
- 赤潮も温排水が原因であるということであるが、拡散域内より拡散域外の遠い処に出現しているということである。
- 発電所の温排水利用は、マダイ、石ダイについては種苗生産研究が行われ、自然水より 2 ヶ月程早く出る。又養殖研究では、ハマチ、クルマエビ、チダイ、クロダイ等を行い、既にハマチは企業化されており、好成績を収めている。
- 土地の発展はある。市民としては良いと思う。
- 漁民も増えた。東邦石油、火力発電所から権利金がもらえるということで増えた。

（その他）

- 水質汚濁は、コンビナートを形成している油会社の方であったが、抜打検査をやった結果現在はない。
- 臭気も油会社で一度問題になった。ガッチサロンという油を使用したため臭気が出たが、これを使うことを禁止したので、その後はそのようなことはない。
- 騒音は、火力油会社とも敷地境界線で 47 ホーンで規制し、防音壁を設けたり、植樹として

いるので問題はない。

◦ 石油会社のある処の地価が下がったのは事実であるが、これは手当がおくれた結果であって3、4年前坪当り3～4万円だったのが最近は10万円位である。

◦ 会社の子会社に中電興業KKがあり、次のことをやっている。

尾鷲トラックサービスKK. 生石灰の運搬尾鷲の業者

尾鷲ポートサービスKK. 船で石膏を四日市、九州方面へ積出し

両方で300名を地元採用している。

◦ 東邦石油KK. 三菱と中電の折半出資であり、従業員200名は殆んど地元採用である。

10

15

20

25

30

附表 3 - B (つづき)

渥美町視察調査結果報告書 (抜 萃)

(目 的)

中部電力KK渥美火力発電所は現在 50 万 Kw 2 基, 計 100 万 Kw の出力で操業しているが, 中部電力KKは既に昭和 45 年に電調審の認可を受けた 3 号機 (70 万 Kw 1 基) と昭和 51 年中に電調審の認可を受けたとしている 4 号機 (70 万 Kw 1 基) とを合わせて建設にかかりたいと意向を持っているが, 地元住民間に反対運動が起こり町長も意を決しかねている状況に在る。しかも渥美町には全国の反火力の本部があり, 反対運動がかまびすしいので, その実態を調査することになった。

(大気汚染について)

○ 昭和 48 年 12 月にキャベツの黒斑被害事件が起きた。これは, キャベツの表皮に黒い斑点がついたので, 一枚皮をはいで出荷した。皮をむくと何の変化もなく相場も変らなかった。農業試験場に調査を依頼したところ火力発電所の故ではないかの判定であり, 火力発電所もその原因の一部は確かであるということで, 1 億円の見舞金を出したほか, 農協の作業場設置に際して農協の自己負担分 6,000 万円を中電が負担をして解決をした。

原因は, 電気集塵機の下に溜った灰が風に煽られて飛散したためであるという。丁度出荷時期であり, 出荷するキャベツにのみ被害があり, 成育中のものには, 被害がなかった。それ以後, 一度もこうしたことはない。

○ 街の人の声を拾ってみると

(1) 火電は何も関係がない。

(2) 人体に影響があるとは考えられないし, 洗濯物が黒くなったというが, 吾々は感じない。道路わきの 2, 3 軒だけではないのだろうか。

(3) 木の立ち枯れなど見たことがない。

(温排水について)

○ 温排水は張潮時には排水口から右側 (豊橋側), 落潮時には左側 (伊良湖側), 干潮時には排水口の前面に流れる。

○ (1) バカ貝は周期が 5 ~ 6 年であり, なくなる前にアクアリング漁法によったり乱獲であった。この周期が中電立地と重なった。一昨年あたりから回復してきた (最盛時漁獲量 8,000 万円)

(2) アサリ貝は200～300隻程で漁獲し、最も盛んで16kgで8,000円位する。従ってアサリ以外は殆んどとらない。奇形はあるが普通の状態である。

(3) 海苔養殖も温排水の処が、その影響のない処と比較して却って良い。

(4) 温排水の処に漁が集り、釣り場になっているが、捲網で、イワシ、エビ、カレイ等100万円位漁獲している。

(5) プランクトンの被害は解らない。植物性プランクトンは、分裂が早いので問題にならないと考える。

(6) 海水の水温が15℃以上になると魚が湾内から太平洋に出て行く。

(7) 最初から温排水には絶対薬品を使わない様申し入れてある。

(8) 泡が出るが水中に空気が入ってできるもので、顕微鏡で見たが何等変わるところがなかった。

(9) 県で温排水の利用センターをつくる計画で、総体で65億円、そのうち第1期工事として15億円をかけて建設中である。

(10) このあたりでは温排水に害はない、利益ばかりである。

(その他)

○ 騒音がうるさくて寝られないということはないし、又、家畜の生育に影響があるということもない。

○ 燃料は現在は原油を焚いている。

ボイラー水は8mの地下水より取水し、1日2,500トンと制限されている。

油は一点繋留ブイで10～20万トンのタンカーが今迄で約100隻程ついて揚油しているが、漏油は一度もない。

パイプは海底を通過しており、空のときは海水を入れてある。

○ 中部火力工事KK及び中部ポートサービスの二つの子会社をもっており、両社で100名程地元採用している。

○ 逆転層を突き破るため下から機械で吹き上げるということは、火力発電所の説明の誤りであると考えられる。

逆転層のときは煙はたなびく。

○ 3・4号機を増設するとなれば、町の商工業者の所得申告額は2億円以上になるであろう。タンカーの食糧の積み込みは全部町で購うので1隻当たり300万円位になる。

たばこ、酒及び野菜の購入、旅館、飲み屋等のあがりも大きい。

附 表 4

留萌市電源立地可能性調査協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、留萌市電源立地可能性調査協議会という。

5

(目 的)

第 2 条 本会は、留萌市において行なわれる電源立地の可能性調査について、その調査の主体
・内容・期間等について研究協議し、適正な調査が行われるよう意見を市長に具申する
ことを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を研究協議する。

10

- (1) 調査の主体
- (2) 調査の内容
- (3) 調査の期間
- (4) その他調査に関し、本会において必要と認める事項。

(組 織)

15

第 4 条 本会の委員は、50名以内の市民で組織し、そのうち40名については市長が、他の10
名以内については会長が委嘱する。

- 2 会長が特に必要と認めたときは、会議に諮って市民以外のものを委員とすることができる。但し、前項の定数を超えることはできないものとする。

(任 期)

20

第 5 条 委員の任期は、調査が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員を生じたときは、会長が委嘱する。

(役 員)

第 6 条 本会に会長・副会長及び監事をおき、委員の互選によりこれを選出する。(昭和 50. 10. 14 一部改正)

25

- 2 会長は 1 名、副会長は 2 名、監事は 2 名とする。(昭和 50. 10. 14 一部改正)
- 3 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、会計を監査する。(昭和 50. 10. 14 追加)
- 6 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が会議に諮って委嘱する。

30

(会 議)

第 7 条 本会の会議は、必要の都度会長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、会議に出席した委員の中からその都度選出する。但し、合意に達しないときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 専門の事項を協議するため、本会に専門部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、留萌市役所におく。(昭和50.10.14一部改正)

(会計)

第10条 本会の経費は、補助金・寄附金等をもって充てる。

2 会計事務について必要な事項は、別に定める。(昭和50.10.14追加)

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和50年9月1日から実施する。

附 則 (昭和50年9月1日議決)

この規約は、昭和50年10月14日から施行する。

附 表 5

留萌火発アンケート 調査集計状況 (留萌火発誘致反対闘争報告より)

質 問	解 答	％
1. あなたは留萌火発問題がおきていることを知っていますか。	① 知っている ② 知らない 記入なし	93.3 6.1 0.6
2. 火力発電所は公害企業だと思いますか。	① 公害はあると思う。 ② 公害はないと思う。 ③ わからない。 記入なし	68.5 13.9 14.5 3.0
3. あなたは留萌に火力発電所が出来れば留萌の街は繁栄すると思いますか。	① 火発が出来ても街は繁栄しない。 ② 火発が出来れば街は繁栄する。 ③ わからない。 記入なし	30.9 43.0 21.8 4.2
4. 留萌に住民参加方式だという電源立地可能性調査協議会がありますか知っていますか。	① 知っている。 ② 知らない。 記入なし	72.7 23.0 4.2
5. (この項は協議会があることを知っている人だけ回答下さい) あなたは協議会が北電や市がいうように真の住民参加方式だと思いますか。	① 真の住民参加方式だと思う。 ② 真の住民参加方式ではないと思う。 ③ わからない。 記入なし	23.3 52.5 18.3 5.8
また運営の方法も住民の声を反映した内容だと思いますか。	① 協議会は住民の声を反映していない。 ② 協議会は住民の声を反映している。 ③ わからない。 記入なし	53.3 21.7 25.0
6. 協議会の運営費用が企業(北電)から大半出され、その費用で道外火発の視察などをしていますが、当然だと思いますか。	① 企業からの費用でやるべきでないと思う。 ② 企業からの費用でやるのが当然だと思う。 ③ わからない。 記入なし	38.8 37.0 18.2 6.1
7. あなたは企業からの費用で協議会が運営されても協議会の自主性がそこなわれなと思いますか。	① 企業からの費用で協議会が運営されていることは自主性がそこなわれる。 ② 企業からの費用が出ても協議会の自主性はそこなわれない。 ③ わからない。 記入なし	37.0 35.2 20.0 7.9
8. 地区労は協議会の運営内容や企業からの費用が出ている問題を重視して協議会から脱退しましたがそれについてどう思いますか。	① 今の協議会の在り方では脱会するのは当然だと思う。 ② どんな形であろうと脱会するべきではないと思う。 ③ わからない。 記入なし	29.1 52.1 15.2 3.6
9. 地区労は火発設置の反対運動を行っていますがどう思いますか。	① 反対運動は当然だと思うので今後とも運動をすすめてほしいと思う。 ② 地区労は反対運動をやめるべきだと思う。 ③ わからない。 記入なし	35.2 29.7 25.5 9.7
10. あなたは留萌に火力発電所をたてるべきだと思いますか。	① 火発をたてなくても良い。 ② 火発をたてるべきだと思う。 ③ わからない。 記入なし。	39.4 33.3 21.2 6.1

附 表 6

留 萌 市 電 源 立 地 可 能 性 調 査 協 議 会 会 員 名 簿

昭 和 50 年 10 月 14 日 現 在

会 長	木 村 繁 太 郎	留 萌 港 代 理 店 代 表	副 会 長	鈴 木 将 一	留 萌 青 年 会 議 所 理 事 長	副 会 長	平 野 由 太 郎	礼 受 町 内 会 顧 門
気 象 専 門 部 会			海 象 専 門 部 会			地 象 専 門 部 会		
氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	要
○前 田 武 雄	留 萌 市 森 林 組 合 理 事	◎秋 田 一 夫	留 萌 火 災 関 係 漁 業 対 策 委 員 会 市 漁 協 組 合 長	加 藤 実	留 萌 市 農 業 協 同 組 合 理 事	加 藤 実	留 萌 市 農 業 協 同 組 合 理 事	
岩 崎 一 郎	留 萌 観 光 協 会 会 長	佐 賀 政 二 郎	〃 市 漁 協 理 事	西 村 己	〃 市 漁 協 理 事	西 村 己	留 萌 市 農 業 協 同 組 合 蔬 菜 部 会 長	
小 林 良 造	留 萌 地 区 労 働 組 合 協 議 会 地 区 労 プ ロ ジ ェ ク ト ・ リ ー ダ ー	三 国 二 郎	〃 市 漁 協 理 事	山 田 宏 男	〃 市 漁 協 理 事	山 田 宏 男	留 萌 商 工 会 議 所 常 議 員	
中 西 大 三 郎	留 萌 地 区 同 盟 議 長	能 登 泰 輔	〃 市 漁 協 参 事	大 野 市 三 郎	〃 市 漁 協 参 事	大 野 市 三 郎	留 萌 市 水 産 加 工 振 興 協 会 会 長	
菊 田 富 夫	留 萌 歯 科 医 師 会 副 会 長	升 谷 孝 雄	〃 機 船 漁 協 組 合 長	今 島 浩	〃 機 船 漁 協 組 合 長	今 島 浩	留 萌 医 師 会 副 会 長	
堀 松 為 五 郎	留 萌 商 工 会 議 所 副 会 頭	阿 部 弥 吉	留 萌 火 災 関 係 漁 業 対 策 委 員 会	替 地 孝 之	留 萌 火 災 関 係 漁 業 対 策 委 員 会	替 地 孝 之	留 萌 薬 剂 師 会 副 会 長	
戸 田 祐 清	留 萌 商 工 会 議 所 常 議 員	石 井 秀 弘	〃	児 玉 文	〃	児 玉 文	留 萌 消 費 者 協 会 会 長	
池 田 喬	留 萌 市 青 年 団 体 連 絡 協 議 会 前 会 長	長 田 博	〃	◎渡 会 一	〃	◎渡 会 一	冲 見 会 総 務 部 長	
川 原 久 子	留 萌 市 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 副 会 長	工 藤 葵	留 萌 地 区 労 働 組 合 協 議 会 議 長	佐 々 木 重 男	留 萌 地 区 労 働 組 合 協 議 会 議 長	佐 々 木 重 男	寿 会 文 化 部 長	
八 島 和 江	〃 書 記	石 塚 俊 彦	留 萌 市 青 年 団 体 連 絡 協 議 会 若 人 会 会 長	道 添 優	留 萌 市 青 年 団 体 連 絡 協 議 会 若 人 会 会 長	道 添 優	双 葉 親 睦 会 副 会 長	
◎佐 川 藤 一	五 十 嵐 町 親 睦 会 会 長	○池 田 鉄 雄	留 萌 港 船 主 代 表	工 藤 官 治	留 萌 港 船 主 代 表	工 藤 官 治	南 町 新 興 会 会 長	
三 浦 利 明	明 元 町 親 和 会 総 務 部 副 部 長	星 武 男	黄 金 団 地 親 睦 会 副 会 長	青 山 重 信	黄 金 団 地 親 睦 会 副 会 長	青 山 重 信	港 北 地 区 連 合 町 内 会 幹 事	
木 原 武 雄	栄 町 中 央 会 総 務 部 長	児 玉 信 一	三 泊 町 内 会 会 長	白 鳥 実	三 泊 町 内 会 会 長	白 鳥 実	塩 見 町 内 会	
石 塚 作 蔵	見 晴 公 園 親 睦 会 会 長	齐 藤 庄 作	大 町 1 ・ 2 丁 目 親 交 会 副 会 長	○尾 田 三 郎	大 町 1 ・ 2 丁 目 親 交 会 副 会 長	○尾 田 三 郎	藤 山 町 内 会 顧 門	
山 本 義 男	幌 糠 町 内 会 副 会 長	吉 光 春 次 郎	浜 中 町 内 会 厚 生 部 長	佐 藤 衛	浜 中 町 内 会 厚 生 部 長	佐 藤 衛	堀 川 町 内 会 会 長	
		横 浜 競	瀬 越 町 親 睦 会 副 会 長	吉 田 敏 夫	瀬 越 町 親 睦 会 副 会 長	吉 田 敏 夫	留 萌 地 区 労 働 組 合 協 議 会	

◎ 部 会 長 ○ 副 部 会 長

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

sample

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.